

江戸街道プロジェクト有識者会議要綱

(名称)

第1条 本有識者会議は、「江戸街道プロジェクト有識者会議」(以下「有識者会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 有識者会議は、広域関東エリアの新たな観光振興施策として、街道という統一テーマによって更にブランディングをすることで、効果的に国内及び海外へ発信して誘客を促進していくとともに、DMO等が地域で稼げる仕組みづくりを推進するために、事業コンセプトを明確化し、方向性や具体的な取組について検討することを目的とする。

(委員)

第3条 有識者会議の委員は、別紙のとおりとする。
2 委員の任期は、令和4年度以内とする。

(委員長)

第4条 有識者会議に座長を置く。
2 座長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。
3 座長は、有識者会議の議長となり、議事の進行にあたる。

(委員の代理出席)

第5条 座長は、委員が、やむを得ない事由により有識者会議に出席できない場合であって、かつ、当該委員から申し出があったときは、当該委員を代理する者の会議への出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、有識者会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(資料の公開)

第7条 有識者会議の資料は原則として公開とする。ただし、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第8条 有識者会議の事務局は、関東運輸局観光部に置く。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

本要綱は、令和4年5月20日から施行する。